

秋田市告示第115号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月28日

秋田市長 穂 積 志

1 指定納付受託者の名称および所在地

アソビュー株式会社

東京都品川区大崎一丁目11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー8

F

2 指定納付受託者に納付させる歳入

会計		款		項		目		節		細節	
08	大森山動物園会計	01	使用料及び手数料	01	使用料	01	動物園使用料	01	動物園入園料	01	動物園入園料

3 指定納付受託者を指定した年月日

令和7年3月26日

4 指定納付受託者を指定する期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで